

別紙1

# 三好市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務

## 仕様書

徳島県 三好市

# 三好市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務

## 第1章 総 則

### (業務目的)

第1条 本業務は、三好市が平成28年に策定した「三好市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の施設量の適正化や品質の確保、コストの低減に向けた公共施設等マネジメントを推進するため、三好市の将来的な公共施設等のあり方を立案し、個別施設の長寿命化計画を定める計画を策定し、「三好市公共施設等総合管理計画」の改訂に向けて支援を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 本仕様書における用語定義は、三好市を「発注者」、業務受注者を「受注者」とする。

### (法令等の関係)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1)インフラ長寿命化基本計画
- (2)総務省 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針
- (3)個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等
- (4)地方自治法 同施行令
- (5)公共施設等総合管理計画
- (6)三好市各種上位、関連計画
- (7)その他関係法および通達など

2 本業務の仕様書に定めのない事項については、受注者は発注者と事前に協議し、監督員の指示に従わなければならない。

### (名称)

第4条 本業務の名称は『三好市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務』とする。

### (履行期限)

第5条 契約締結の日から2022年10月31日まで(予定)とする。

### (業務計画)

第6条 受注者は、本業務の着手にあたり業務計画を立案し発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した後に着手するものとする。

2 業務遂行中にあつては、発注者は受注者に対して進捗状況等の報告を求められるものとする。

### (業務の報告、打ち合わせ・協議及び記録)

第7条 業務の打合せの回数は業務着手時、中間時、成果品納入時を含み計4回とし、業務着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者を同席させるものとする。なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。また、打合せ協議記録簿は、打合せ協議後、速やかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出する。

### (品質サービスの帰属)

第8条 本業務における品質サービス及び業務作成上の資料等については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

2 受注者は、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。

(その他)

第9条 下記の内容に留意し、業務を行うこととする。

- (1) 各業務の実施にあたっては、発注者との間で十分な事前協議及び事後報告を行うこととする。
- (2) 受注者は、仕様書の明記がない場合であっても、業務目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、発注者と協議のうえ、誠実に履行する。
- (3) 受注者は、三好市個人情報保護条例(平成 18 年 3 月条例第 13 号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならないものとする。業務終了後においても同様とする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とするものとする。
- (5) 受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならないものとする。
- (6) 各種公共施設等の状況の把握や各種個別施設計画等との整合性を図る場合など、必要に応じて、各担当課にヒアリングを実施するなどして、本業務に取り組むものとする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と協議を行うものとする。

## 第2章 細 則

### 第1節 個別施設計画実施計画策定支援業務

(資料収集整理)

第10条 受注者は、本業務を行うにあたり、発注者が所有する公共施設に係る関連資料(固定資産台帳: 地方公会計、長寿命化計画等)や必要な各種資料及び情報を収集し、整理を行うものとする。

(対象施設)

第11条 受注者は、発注者が設置・管理する公共施設を対象として、計画の策定を行うものとする。発注者が作成した「三好市公共施設等総合管理計画」において、分類された施設を対象とする。なお、対象施設の選定は、発注者受注者の協議において決定するものとする。

(実施計画の策定支援)

第12条 受注者は、対象施設の中長期の更新費用推計を行い、今後の改修や建て替え(解体を含む)等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画案を策定するものとする。

- 2 施設の実態や目指すべき姿等を踏まえ、今後の施設の維持管理方針について施設所管課の考え方を考慮する。必要に応じて、施設所管課に対するヒアリングを実施するものとする。
- 3 前条までの検討を踏まえて、今後の維持・更新コスト(長寿命化)における課題と今後の方針を決定する。その際、中長期の財政見通し及び維持・更新コストの平準化について考慮するものとする。

### 第2節 公共施設等総合管理計画改訂支援業務

(国の指針、通知等の調査・整理)

第13条 受注者は、本業務を行うにあたり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」(平成 30 年 2 月 27 日付総財務第 28 号総務省自治財政局財務調査課長通知)その他改訂業務に必要な国の指針、通知等の調査を行う。また、上記通知や先進地自治体の公共施設等総合管理計画を策定(改訂)の事例を踏まえ、本業務実施に当たり、どのような検討、作業等が必要なのかを整理する。

(公共施設等の現況及び将来の見通しの見直し・整理)

第14条 受注者は、公共施設等の現況の把握を行うため、発注者における人口や財政状況、公共施設等の基礎データを収集・分析し、公共施設等をとりまく現状の整理を行うものとする。また、現在、公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の情報について、整理した基礎データに基づき、最新の情報に更新するものとする。

(基本的事項の整理)

第15条 受注者は、総務省の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日付け総務財第6号)」の「1必須事項」などを盛り込むため、以下の内容を収集、整理するものとする。

- (1)計画策定年度及び改訂年度
- (2)計画期間
- (3)施設保有量
- (4)現状や課題に関する基本認識
- (5)過去に行った対策の実績
- (6)施設保有量の推移
- (7)有形固定資産減価償却率の推移

(中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み等)

第16条 受注者は、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、施設類型ごとに現在保有している公共施設の維持管理経費の積算を行うものとする。また、公共施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みの積算、長寿命化対策を行った場合の見込みの積算を行い、対策を実施したことによる効果額の算出を行うものとする。上記、積算時、策定している個別施設計画があるものはその計画内容を踏まえるものとする。さらに、充当可能な地方債等の財源見込みについても、最新の決算書等に基づき検討を行うものとする。

(公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の見直し等)

第17条 受注者は、整理した将来の見通し等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の見直しや追加を行うものとする。

- (1)現状や課題に対する基本認識の見直し
- (2)公共施設等の管理に関する基本的な考え方の見直しや追加
  - ・点検・診断等の実施方針
  - ・維持管理・更新等の実施方針
  - ・安全確保の実施方針
  - ・耐震化の実施方針
  - ・長寿命化の実施方針
  - ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
  - ・統合・廃止等の推進方針
  - ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(数値目標の検討)

第18条 受注者は、整理した公共施設等の現況、将来の財政や人口等の見通し等をもとに数値目標の検討を行う。

(施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の見直し)

第19条 受注者は、施設類型の特性及び個別施設計画、施設の配置状況等を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について見直しを行うものとする。

(全庁的な取組体制の構築)

第20条 受注者は、公共施設等の管理について、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針について整理し、盛り込むこととする。

(PDCAサイクルの推進方針)

第21条 受注者は、総合管理計画の進捗状況等について、PDCAサイクルの期間や手法を定め、その推進方針について盛り込むこととする。

(そのほかの記載事項の検討)

第22条 受注者は、総務省の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日付け総務財第6号)」の「2記載が望ましい事項」「3団体の状況に応じて記載する事項」を盛り込むため、発注者との協議のうえ、以下項目の内容を検証し、整理するものとする。

- (1)地方公会計(固定資産台帳)の活用
- (2)保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- (3)広域連携

(パブリックコメントの実施支援)

第23条 受注者は、公共施設等総合管理計画の改訂にあたり、発注者が実施するパブリックコメントについて、寄せられた意見等における回答案の作成及び計画の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うものとする。

(公共施設等総合管理計画のとりまとめ)

第24条 受注者は、前条までの検討結果を踏まえ、公共施設等総合管理計画として取りまとめを行い、三好市公共施設等総合管理計画改訂版を作成するものとする。当該計画書は、本編のほか、概要版も作成するものとする。

### 第3節 品質サービス

(品質サービス)

第25条 受注者は、本業務に係る下記の成果品を発注者に提供するものとする。

- (1) 公共施設個別施設計画実施計画とりまとめデータ…………… 1式
- (2) 公共施設等総合管理計画改訂版(本編製本)…………… 5部
- (3) 公共施設等総合管理計画改訂版(概要版データ)…………… 1式
- (4) パブリックコメントサポート実施とりまとめデータ……………1式
- (5) 業務報告書……………1部
- (6) 打ち合わせ記録簿……………1部
- (7) その他本業務に関連して作成したデータ(積算根拠含む)…………1式
- (8) 上記(1)から(7)の内容を記録した電子データ一式(CD-R等)

※電子データは、Microsoft 製Word 又はExcel で編集可能な電子データ及びPDF データを原則とする。また、各電子データ等について、ウイルス対策を実施したうえで提出を行うこと。

『 以 上 』